

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人芳井俊輔の上告趣意は、判例違反を主張するけれども、当裁判所判例（判例集六巻六号八六〇頁）の趣旨によれば、所論の記載は、単にこれらの書面の意義が証拠となるものであつて、その存在または状態が証拠となるものではないから、証拠物ではなく、従つて刑訴三〇六条にいわゆる「証拠物中書面の意義が証拠となるもの」に該当しないというべきである。原判決は、この判例と同趣旨に出でたものであることは明らかであるから、判例違反の主張は理由がない。（なお引用の東京高裁判決も同趣旨のものである）。

よつて同四〇八条、により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年六月四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野	毅	
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	三	郎
裁判官	入	江	俊	郎